

東工大附属高校教育後援会規約

(名称および事務局)

第1条 本会は東工大附属高校教育後援会と称し、事務局は別に定めるところに置く。

(目的)

第2条 本会は東京工業大学附属科学技術高等学校（以下 東工大附属高校とする。）の教育の趣旨に基づいて、東工大附属高校と連携を保ちながら、以下のような教育と環境整備に関する支援を行う。

1. 生徒の学習と教員の研修の助成に関する事項
2. クラブ活動、生徒会活動の援助に関する事項
3. 施設・設備の改善および学校運営の補助に関する事項
4. その他、教育活動を補助する事項

(会員)

第3条 この会の会員は、次の者とする。

1. 正会員
一 会の趣旨に賛同する東工大附属高校の在校生の保護者、卒業生の保護者、および元教員。
二 役員会で入会を認められた者。

(入会金および会費)

第4条 正会員は入会時に入会金を納入し、所定の会費を納入する。入会金、会費の額、徴収方法については別に定める。

(退会)

第5条 本会の会員は、その意志により自由に退会できる。

(助成金)

第6条 この会の目的を果たすために会員、また会員外からも助成金を募ることができる。後援会はこの一部または全てを東工大附属高校の助成金に当てることができる。

(制約)

第7条 この会の資産は、第2条の目的とその運営以外に使ってはならない。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

- | | | | | |
|-------|---------|----------|-------|-------|
| 1. 顧問 | 2. 会長 | 3. 副会長 | 4. 総務 | 5. 会計 |
| 6. 書記 | 7. 会計監査 | 8. クラス役員 | | |

(役員を選出)

第9条 役員は総会において会員の推薦または互選によって選出する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第11条 顧問は運営上の相談に乗り、意見を述べる。会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。総務は会の運営全般を補佐する。書記は議事を記録し、議事要録を作成する。会計は会計を司り、会計監査は会計を監査する。クラス役員はクラスとの連絡調整を行う。

(顧問とその仕事)

第12条 顧問を置くことができる。顧問は役員会によって選出され、運営上の相談に乗り、意見を述べるができる。

(組織)

第13条 この会には次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

(総会)

第14条 総会はこの会の議決機関で、正会員の内、在校生の保護者、並びに後援会役員
の2分の1以上(委任状を含む)の出席で成立し、年間事業計画の決定、入会金、会
費および助成額の決定、予算の決定、決算の承認、役員を選出・承認、規約の改定な
どを行う。

(役員会)

第15条 役員会は会長が召集し、次の事項を審議する。なお、必要ならば役員会が認め
たとき、その招請によって東工大附属高校の教員が出席し意見を述べる事ができる。

1. 事業に関する事項
2. 会員の入会および退会に関する事項
3. 入会金・会費等の額、徴収方法および助成に関する事項
4. その他必要と認める事項

(予算と特別支出)

第16条 この会の予算は役員会が作成し、総会の承認を得て執行される。総会の承認以
前に支出が生じるときは、役員会の議決により執行できる。その場合、次の総会で報
告し承認を得なければならない。

(決算)

第17条 この会の決算は役員会が作成し、会計監査報告と共に総会の承認を得る。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約改正)

第19条 この規約の改正には総会の出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。

(規約の有効)

第20条 この規約は平成19年5月12日から有効とする。

附則

本規約は、東工大附属工高教育後援会規約を引き継ぐものとする。

別項

1. 事務局は、東工大附属高校内におく。
2. 正会員
 1. 入会金、会費等について
 - 1) 入会金は、東工大附属高校の保護者1人当たり2,000円とし、入会時に納入する。
 - 2) 会費は、会員1人当たり年間1,000円とし、原則として3年分を一括して入学
手続き時期に納入する。
 - 3) 在校生もしくは卒業生の弟妹が入学した際は、改めて入会金、会費を納入する。
 2. 助成金は、1口10,000円とし、原則として入学手続き時期に受け付ける。
 3. 納入方法は、別紙リーフレットの記入例を参考にする。
3. 東工大附属高校の現職教員は会員になれない。

附則

本別項は、平成28年5月14日に改正した。(助成金の納入時期の変更等)

附則

本規約、本別項は、令和2年8月7日に改正した。(賛助会員の廃止等)

附則

本規約は、令和3年5月28日に改正した。(総会の成立条件等)